

第 29 回雇用保険部会の議論等に係る資料

目 次

派遣労働者の適用に係る取扱いについて	1
有期契約労働者の勤続年数について	2
平成 1 2 年改正による失業等給付に係る弾力条項の改正について	4
三事業の保険料率に係る弾力条項の発動期間について	5
特例一時金についての地方公共団体等の要望について	6
失業等給付に要する費用の国庫負担の考え方について	7
失業等給付関係収支状況	9
雇用対策関係予算	10

派遣労働者に係る雇用保険の取扱いについて

1. 被保険者資格の取得について

一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者（以下「派遣労働者」という。）については、雇用保険の被保険者となるためには、一の派遣元事業主に一年以上雇用されることが見込まれる必要がある。

この1年以上の雇用見込みについては、派遣労働者の就業実態を考慮の上特別に下記の者も該当することとして取り扱っている。

- ① 雇用契約期間2か月程度以上の派遣就業を1か月以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者
- ② 雇用契約期間1か月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者

2. 被保険者資格の喪失について

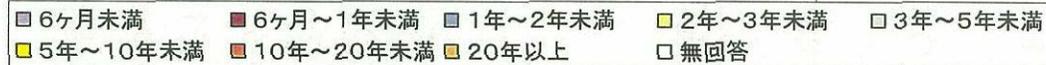
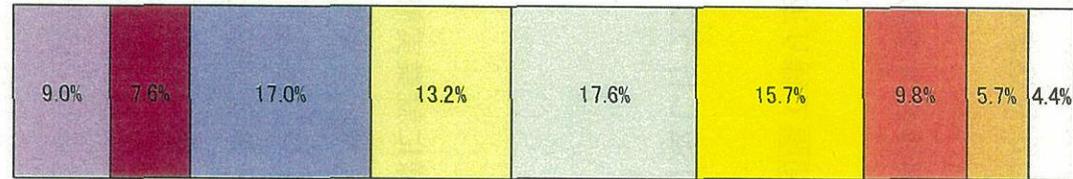
また、派遣労働者に係る被保険者資格の喪失についても同様に就業実態を考慮の上、一の派遣就業が終了した後であっても、次の派遣就業に復帰することを前提に臨時的・一時的（1か月程度）に雇用関係が終了した場合であっても被保険者資格の喪失手続きを行わない。したがって、その者が新たな派遣就業を開始した場合であっても資格の取得手続きを行う必要はなく、結果的に雇用関係がない期間についても被保険者資格が継続することとなる。

なお、当然ながら次の場合については、一の派遣就業終了後直ちに被保険者資格の喪失確認が行われる。

- ① 派遣労働者が当該派遣事業主に派遣を依頼する意図がない場合
- ② 当該派遣元事業主が、当該雇用契約の終了後1か月以内に、当該派遣労働者についての派遣就業を開始することが困難であることを明らかにした場合

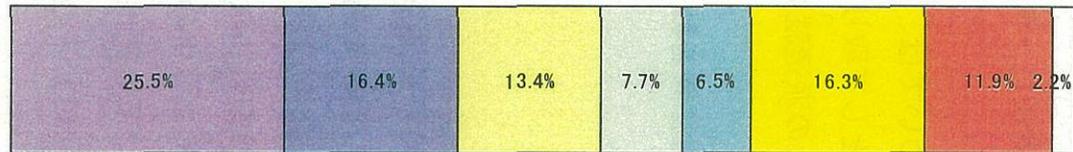
有期契約労働者の勤続年数について

○ 有期契約での勤続年数



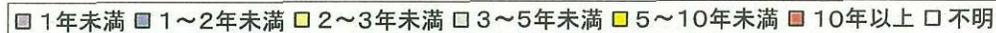
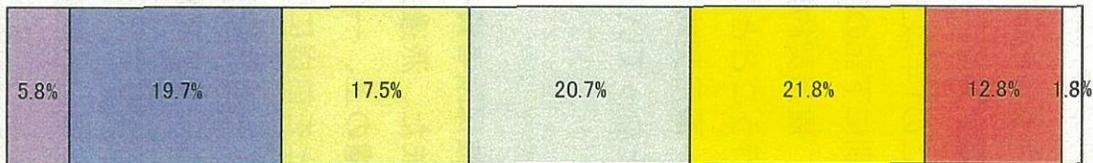
出典:有期契約労働者の処遇に関する実態調査報告書 (平成17年UFJ総合研究所)

○ 現在の勤務先での就業年数



出典:有期労働契約に関する調査結果 (平成13年三和総合研究所)

○ 現在の勤務先に契約期間を定めて就業するようになってからの勤続年数



注:労働契約を更新している者に限ったものである。

出典:有期契約労働者に関するアンケート調査結果 (平成11年三和総合研究所)

有期労働契約の契約期間と更新回数等について

参 考

1 契約期間別有期契約労働者の割合

(単位：%)

就業形態	全有期契約労働者計	1ヵ月以内	1ヵ月超～3ヵ月以内	3ヵ月超～6ヵ月以内	6ヵ月超～1年以内	1年超～2年以内	2年超～3年以内	3年超	不 明
総 数	100.0	1.0	8.9	18.4	43.0	9.8	2.0	11.7	5.2
契約社員	100.0	0.9	6.8	8.4	60.2	10.6	2.2	7.1	3.8
嘱託社員	100.0	0.3	1.9	11.3	58.1	14.0	2.9	8.0	3.5
短時間のパートタイム	100.0	1.2	11.1	22.3	34.7	8.5	1.5	14.8	5.9
その他のパートタイム	100.0	0.8	8.2	18.3	45.9	11.7	2.0	9.1	3.9
その他	100.0	1.2	5.3	12.9	54.1	9.5	3.7	6.9	6.5

2 有期契約労働者の契約更新の平均回数・平均通算勤続年数

(単位：%)

就業形態	契約期間3年以内の有期契約労働者計	初回契約の労働者	更新している場合の労働者	平均更新回数		平均通算勤続年数		不 明
				(回)	(年)	(年)	(月)	
総 数	[83.1]	100.0	19.3	79.3	7.0	5	0	1.4
契約社員	[89.1]	100.0	23.3	75.6	5.6	4	8	1.1
嘱託社員	[88.5]	100.0	25.8	72.1	4.0	4	5	2.2
短時間のパートタイム	[79.3]	100.0	18.3	80.1	7.8	4	11	1.6
その他のパートタイム	[86.9]	100.0	15.3	84.2	7.3	5	7	0.6
その他	[86.6]	100.0	22.0	76.1	5.9	5	3	1.8

[] は契約期間3年以内と回答した有期契約労働者の全有期契約労働者に対する割合である。

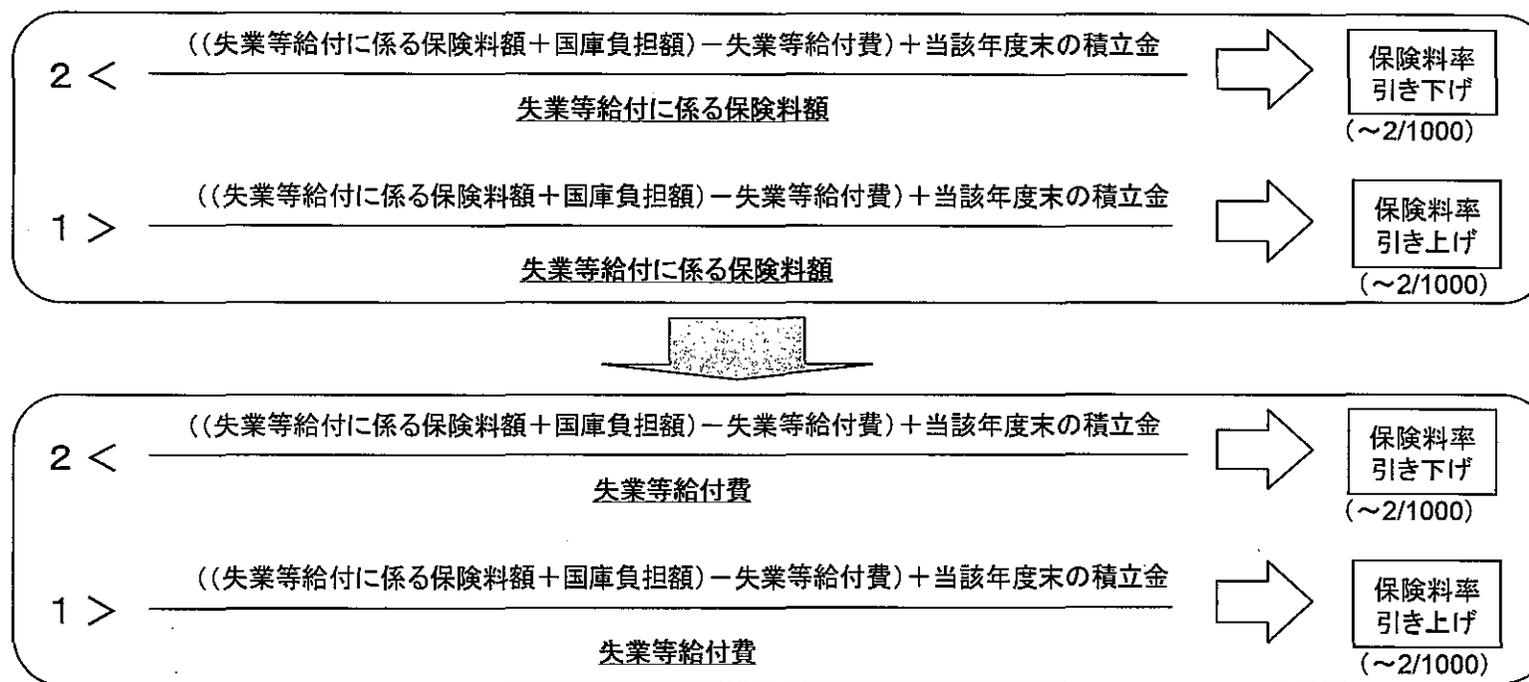
出典：平成17年有期契約労働に関する実態調査結果(厚生労働省)

平成12年改正による失業等給付に係る弾力条項の改正について

1 改正の趣旨

改正前の弾力条項は、景気変動に応じて徴収保険料額も変動することに着目し、雇用保険の安定的運営を確保しようとするものであったが、景気変動の影響をより大きく受ける失業等給付額に着目した方がより機動的に対応できるようになることから、その発動基準について、積立金額と徴収保険料額とを比較する収入対比方式から、積立金額と失業等給付額とを比較する支出対比方式に改めたもの。

2 改正内容



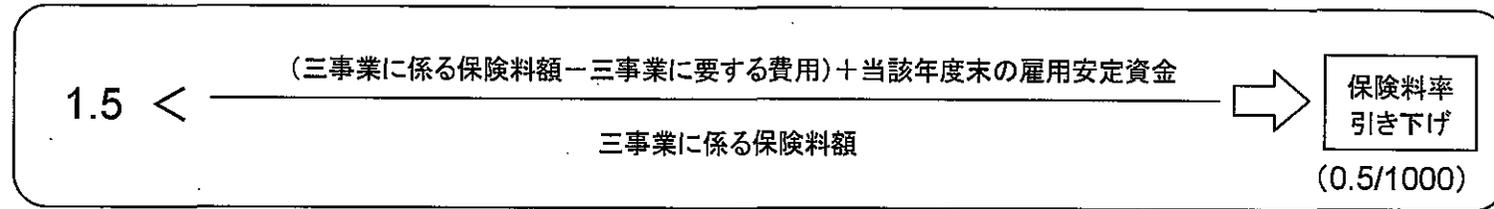
【参考】「雇用保険制度の再構築について」平成11年12月10日中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書（抄）

「保険料率については、今後予想される失業水準を前提にしつつ、それを超える事態が生じた場合でも機動的な対応が可能となるようにし、雇用保険制度の安定的な運営が確保できるようなものに改める必要がある。」

三事業の保険料率に係る弾力条項の発動期間について

現行制度

○ 現行の三事業の保険料率に係る弾力条項においては、雇用安定資金が三事業に係る年間保険料収入額の1.5倍の水準に達すれば、保険料率を引き下げる必要があるとされているが、この規定により保険料率が引き下げられている期間については、この規定を適用しないこととされている。



○ 当該年度の決算結果がその翌年度に確定し、その翌年度から1年間の保険料額を引き下げるため、以下の例(仮定)のとおり、弾力条項の発動期間は、最大で連続2年間となる。

【例(仮定)】

	A年度	A+1年度	A+2年度	A+3年度	A+4年度
保険料率	3.5%	3.5%	3.0%	3.0%	3.5%
弾力条項に係る数値	1.8	1.7	1.6 (保険料率を3.5%と仮定)	1.4 (保険料率を3.5%と仮定)	1.4

○ 労働保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第7項

厚生労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

特例一時金についての地方公共団体等の要望について

要望内容の具体例(抜粋)

○ 特例一時金制度の存続を要望するもの

(前略)

季節労働者の「特例一時金」については、循環的給付を理由に廃止等が検討されている。

(中略)

「特例一時金」廃止は、多くの季節労働者の生活をより不安定にするばかりでなく、事業主を始め地域経済への大きな影響が懸念される。

したがって、季節労働者の「特例一時金」の存続を強く要望する。

○ 現行制度の維持を要望するもの

(前略)

「特例一時金の廃止」は、季節労働者の根本を揺るがす重大事であり、労働者、事業主、地域にとって極めて大きな影響を与えるものです。

(中略)

季節労働者の「特例一時金の廃止を含めた検討」について、雇用保険制度の見直しにあたっては「特例一時金の廃止」に反対し現行制度の維持を強く求めます。

失業等給付に要する費用の国庫負担の考え方について

「新版雇用保険法（コメンタール）」（労務行政研究所編）（抄）

(イ) 本条は、雇用保険事業に要する費用の国庫負担について規定したものである。雇用保険事業に要する費用の主たる財源は、被保険者及び事業主が負担する保険料であるが、保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することとしている。すなわち、国庫は、原則として、日雇労働求職者給付金以外の求職者給付（高齢求職者給付金を除く。）についてはその要する費用の四分の一、日雇労働求職者給付金についてはその要する費用の三分の一、雇用継続給付についてはその要する費用の八分の一を負担することとしており、また、雇用保険事業の事務の執行に要する経費については、その財源の確保状況を勘案し、予算の範囲内で国庫が負担することとしている（第二項及び第三項）。なお、日雇労働求職者給付金の国庫負担率がそれ以外の求職者給付の国庫負担率よりも高くなっているが、これは日雇労働求職者給付金がそれ以外の求職者給付に比べ低所得者層を対象としていること、従来から日雇労働求職者給付金の保険収支が不安定であったこと等の理由によるものである。

(ロ) このように、日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用については、原則として四分の一を国庫が負担することとなっているが、雇用保険の保険事故である失業は、経済変動や社会経済的要因に敏感に反応するものであり、急激に不況が到来した場合などには、予想を超える数の失業者が発生し、雇用保険財政が赤字となることが予測されるが、このような事態に対処するため、保険収支が赤字となった場合、すなわち、日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の三相当額が、一般保険料徴収額から日雇労働被保険者に係る一般保険料徴収額及び三事業率に応ずる額を減じた額を超える場合には、国庫負担率を最高三分の一まで引き上げて、その超過額を国庫が負担することとしている（第二項及び第三項）。

また、日雇労働求職者給付金に要する費用についての国庫負担率は三分の一が原則となっているが、保険収支に黒字が生じた場合、すなわち、日雇労働求職者給付金の支給に要する費用の三分の二相当額が日雇労働被保険者に係る印紙保険料その他の保険料の額を下回る場合には、国庫負担率を四分の一を下限として、その差額に相当する額を国庫負担額から減ずることとしている（第五項）。

(イ) 雇用継続給付について、国庫負担を行うこととしたのは、まず、雇用継続給付は定年後における相当程度の賃金の低下や育児・介護休業の取得に伴う賃金収入の喪失といった雇用の継続が困難となる「失業」に準じた状態を保険事故とする保険給付であり、この状態をそのまま放置すればさらに深刻な保険事故である「失業」に結びつきかねないものであることから、「失業」を保険事故とする求職者給付に準じた国庫負担を行うことが適当であることによるものである。

また、本格的な高齢社会を迎える中で定年後六〇歳から六五歳までの継続雇用及び再就職の一層の促進を図っていくこと、また、女性の職場進出の進展や深刻の度を増す少子化や介護問題に対応して、育児・介護休業の取得及びその後の円滑な職場復帰を援助・促進し、次代を担う世代の健全な育成及び職業と家庭生活との両立の支援を図っていくことは、今後、我が国の社会経済の活力を維持、向上していくために必要不可欠であり、国も一定の責任を果たす必要があることにもよる。

雇用継続給付の国庫負担率については、雇用継続給付の対象者が完全な失業状態にはないこと等失業者を支給対象とする求職者給付に比べ国の責任の度合は相対的に低いと考えられることから、求職者給付に係る国庫負担率四分の一の二分の一の負担率（八分の一）としたものである。

(ニ) 高年齢求職者給付金については、失業等給付としてその要する費用の一部を国庫が負担していたが、六〇歳台前半層の者について、平成一〇年度から基本手当と年金との併給調整が実施され国庫負担の重複が解消されることとなる中で、六五歳以上の者については年金が支給されること等を踏まえ、国庫負担を廃止することとした。

(ホ) 就職促進給付に要する費用については、被保険者及び事業主から徴収する保険料をもって賄うこととしており、国庫の負担がないが、これは、就職促進給付は、失業中の生活保障を目的として支給する求職者給付とはその性格が異なり、受給資格者の再就職の促進を図るために付加的に支給するものである。国庫の負担は、このような給付の目的の相違に依りて、失業中の生活保障というより基本的な性格を有する求職者給付についてのみ行うこととし、就職促進給付については保険料のみをもって賄うこととしているものである。

(ヘ) 教育訓練給付については、労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援するため、教育訓練に係る費用の一部を支給するものであり、失業や失業に準ずる保険事故が発生した場合に生活や雇用の安定の確保を目的として、喪失した賃金の一定割合を支給する求職者給付や雇用継続給付とはその性格を異にしているため、保険料のみをもって賄うこととしているものである。

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度 (予 算)
収 入	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,756
うち 保険料収入	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,531
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	3,939
支 出	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	22,947
(うち 失業等給付費)	(17,045)	(19,036)	(20,154)	(21,939)	(25,762)	(26,550)	(25,138)	(26,007)	(25,292)	(19,618)	(14,672)	(13,772)	(20,459)
うち 求職者給付費	15,806	17,327	17,952	19,326	22,739	23,257	21,764	22,498	21,469	16,275	12,094	10,916	14,695
差 引 剩 余	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	5,809
積 立 金 残 高	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	33,841
保険料率	0.8%							1.2%	1.4% (10月から)	1.6% (うち0.2%分暫定引き下げ)			
国庫負担率 (基本手当)	20% (25%×0.8)				14% (25%×0.8×0.7)			25%					

(注) 1. 18年度の「支出」には、予備費(1,240億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

3. 国庫負担については、平成4年度は22.5%(25%×0.9)、平成5年度から平成9年度までは20%(25%×0.8)

雇用対策関係予算（一般会計分、平成18年度）

雇用関係予算（失業対策費）	4,325億円
雇用保険国庫負担金	3,947億円
雇用保険国庫負担を除く雇用対策	377億円
<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターに対する援助事業 140億円 ○ 職業転換対策事業 72億円 ○ 特定地域開発就労事業 50億円 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 試行雇用奨励金（トライアル雇用助成金） 21億円 ○ その他（緊急雇用支援事業委託費等） 94億円 	
<p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域労使就職支援事業 23億円 ・ 障害者に係る多様な職業能力開発支援 12億円 ・ 若年求職者に対する能力開発支援 12億円 ・ 若年者自立塾創出推進事業 11億円 ・ 母子家庭の母等の職業的自立促進事業 8億円 ・ 人材大国の創造に向けた推進体制の整備 7億円 ・ 若年者地域連携事業（ジョブカフェ） 6億円 ・ 新規高卒就職者需給調整事業（就職ガイダンス） 4億円 ・ ホームレス就業支援事業 4億円 ・ 地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業 3億円 ・ インターンシップ受入開拓事業 2億円 ・ 若年者の人間力を高める国民運動 2億円 	
※計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しないものがある。	
(参考) 雇用保険三事業（平成18年度予算額）	4,167億円